

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
その翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 昭和四十五年鳥取県事業所経済調査要綱  
健康保険法等による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 昭和四十二年八月鳥取県告示等五百二十六号の一部改正
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例中訂正
- 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則中訂正
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則中訂正
- 鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則中訂正
- 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則中訂正

## ◇ 正 誤

- 鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十五年鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

## 告 示

鳥取県告示第二百六十二号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十五年鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査の目的  
この調査は、本県における鉱業、建設業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業及びサービス業(以下「鉱業等」という。)を営む民営の事業所の経営の実態を把握し、県民所得統計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲  
この調査は、本県において鉱業等を営む民営の事業所のうち、知事が別に定める方法によつて抽出したもの(以下「調査事業所」という。)について行なう。

三 調査事項

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業内容
- (4) 従業者数

- (5) 県内経営同一事業所
- (6) 損益計算及び営業費用の内訳
- (7) 年間設備投資額及び建設仮勘定の増減額
- (8) 棚卸資産在庫額

四 調査の対象となる期間

昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで又はこの期間を最も多く含む調査事業所の一の事業年度若しくは営業年度の期間とする。

五 調査の期日

(1) 卸売・小売業については、昭和四十五年六月一日現在によつて行なう。

(2) その他の業種については、昭和四十五年七月一日現在によつて行なう。

六 調査の方法

(1) 卸売・小売業については、通商産業大臣が行なう商業統計調査に付帯して行なうものとし、調査員が配布する調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

(2) その他の業種については、知事が市町村に置く調査員を通じて行なうものとし、調査員が配布する調査票に申告者が所定事項を記入する。ただし、一部の調査事業所については、知事が直接郵送調査を行なう。

七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査事業所の所在する市町村の長を経由して、卸売・小売業については昭和四十五年七月三十一日までに、その他の業

種については昭和四十五年八月三十一日までにそれぞれ知事に提出しなければならぬ。

八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。

鳥取県告示第二百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十五年四月一日から適用し、昭和四十四年三月鳥取県告示第九十六号（健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について）は、廃止する。

昭和四十五年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

看護料支給基準

看護の 給付対象者	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
一 コレラ患者、痘瘡患者、発疹チフス患者及びペスト患者	二、五一〇円	二、〇二〇円	—
二 一に掲げる患者以外の法定伝染病患者、急性灰白髄炎患者、開放性結核患者、結核病棟に収容された非開放性結核患者及び精神病患者	三、〇〇〇円	二、六一〇円	二、四〇〇円
三 一及び二に掲げる患者以外の患者	一、六七〇円	一、三四〇円	一、一七〇円

備考

- 一 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 二 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額に二割五分の額を加算することができる。
- 三 この基準は、最高額を示したもので、看護料金がこの支給基準の範囲内であるときは、現に要した費用の額とする。

鳥取県告示第二百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
太田 医院	米子市東町六〇	外科、皮膚科、 肛門病科	太田 敏朗	昭和四十五年 四月十日
真壁 医院	米子市尾高町四六	内科、産婦人科	真壁 憲一	四月十日
佐古眼科医院	米子市加茂町 二丁目二六	眼科	佐古 恒徳	四月一日
石川内科医院	米子市立町 四丁目一九四	内科、小児科	石川 好明	四月十一日
森安皮膚泌尿 器科医院	米子市中町 五八一	皮膚科、泌尿器 科、性病科	森安 勇	"
船田 医院	米子市尾高 一、一五九	小児科、内科	船田 覚	四月十六日

安達 医院	東伯郡東郷町 大字中興寺三五八	内科、小児科、 放射線科	安達 孝禮	四月一日
-------	--------------------	-----------------	-------	------

小鹿診療所	東伯郡三朝町東小 鹿一、五六〇―三	内科、外科	三朝町長	"
-------	----------------------	-------	------	---

米子高島屋 歯科診療所	米子市角盤町 一丁目三〇	歯科	西川 利	四月十一日
----------------	-----------------	----	------	-------

船木齒科医院	東伯郡東伯町 大字徳万	歯科	船木 享	四月一日
--------	----------------	----	------	------

本多眼科医院	倉吉市研屋町 二、四八一	眼科	本多 一郎	"
--------	-----------------	----	-------	---

鳥取県告示第二百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
石 田 晤 玲	米子市錦町二の三八	鳥医 第一四七九号	昭和四十五年 三月二十五日

鳥取県告示第二百六十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剂師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四七九号	石 田 晤 玲	昭和四十五年三月二十五日

鳥取県告示第二百六十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査及びひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 県下全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
    - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後三月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
  - 2 ひな白痢検査
    - 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日

昭和四十五年四月二十一日から昭和四十五年十月二十日まで

五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

鳥取県告示第二百六十八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年四月十四日から施行する。

昭和四十五年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 茨城県新治郡 同県猿島郡 同県北相馬郡 栃木県芳賀郡 群馬県桐生市
- 同県藤岡市 埼玉県入間郡 同県岩槻市 同県深谷市 同県比企郡
- 同県羽生市 山梨県東八代郡 同県塩山市 同県山梨市 静岡県藤枝市
- 同県小笠原郡 三重県伊勢市 同県度会郡 同県鳥羽市 同県津市
- 大阪府南河内郡 兵庫県佐用郡 同県多可郡 同県西脇市 同県加西市
- 和歌山県橋本市 岡山県総社市 同県吉備郡 大分県大分郡

正 誤

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
五 下 終わりから三 一般自動車 一般自動車道

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十四号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

三年以内
三年以内

三年以内
五年以内

七 上 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(昭和四十五年三月鳥取県公安委員会規則第三号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
八 下 一 七 一

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十三号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
五 下 終わりから十三 事務決裁規則 決裁規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十四号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
十六 下 一 土木出張所長 倉吉土木出張所長